

平成25年兵庫県立大学大学院応用情報科学研究科規程第26号

社会応用情報科学研究センター規程

(設置)

第1条 医産官学連携を積極的に推進し、複雑多様化する社会が抱える諸課題に対して情報科学技術的な視点・方法論・手段を駆使した学際的な研究を行い、生活環境の質的向上に関する研究成果を広く社会に還元するため、応用情報科学研究科に社会応用情報科学研究センター（以下「研究センター」という。）を置く。

(業務)

第2条 研究センターは、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 複雑多様化する社会が抱える諸課題に対して情報科学技術的な視点・方法論・手段を駆使した学際的な研究を行うこと。
- (2) 特定の課題について共同で実施する調査研究を行うこと。
- (3) 官公庁及び団体等の依頼に係る研究調査を行うこと。
- (4) 地域の企業及び試験研究機関等との研究交流を行うこと。
- (5) 研究成果を発表し、刊行すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、研究センターの目的を達成するために必要な業務

(研究センター長)

第3条 研究センターに、研究センター長（以下「センター長」という。）を置く。

- 2 センター長は、応用情報科学研究科長をもって充てる。
- 3 センター長は、研究センターの業務を掌理する。

(研究ディレクター)

第4条 研究センターに、研究ディレクター（以下「ディレクター」という。）を置く。

- 2 ディレクターは、応用情報科学研究科教員をもって充てる。
- 3 ディレクターは、センター長を補佐し、研究のコーディネーションを行う。

(部門)

第5条 研究センターに、共同研究推進部門及び高度人材育成推進部門を置く。

(プロジェクトグループ)

第6条 研究センターに、テーマごとに研究を行うプロジェクトグループを置く。

- 2 プロジェクトグループは、次に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 応用情報科学研究科教員
 - (2) 前号に規定する者のほか、次条に規定する運営委員会が必要と認めた者

(運営委員会)

第7条 研究センターの重要な事項について審議するため、社会応用情報科学研究センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- 2 運営委員会に関する規程は、別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。